

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金負担軽減支援事業(R6補正分)	①国の総合経済対策において激変緩和措置の対象となっていないLPガスを利用する県内の一般消費者等を支援し、エネルギー価格高騰に伴う負担の軽減を図る。 ②支援金原資、事務費 ③支援金: 696,000千円(29万件×単価400円×6か月分) 事務費: 66,456千円(補助事業者事務費10,998千円+間接補助事業者事務費55,458千円) ④県内でLPガスを利用する一般消費者等	R7.4	R8.3
2	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応 特別高圧電力料金負担軽減支援事業(R6補正分)	①国の総合経済対策において激変緩和措置の対象となっていない特別高圧電力を利用する県内の中小企業等を支援し、エネルギー価格高騰に伴う負担の軽減を図る。 ②支援金原資、事務局運営委託料 ③委託料: 14,279千円(R6年度11月補正予算計上→R7年度全額繰越) 支援金: 210,490千円(R6年度11月補正予算計上→R7年度全額繰越) 【積算…第1期(R5.8)10月分、R6.13月分)実績等をもとに積算】 1か月あたりの申請者数×平均電力使用量×単価=支援金額 (直接受電)8月: 27者×882,759(kWh/月)×2.0円=47,669千円 9月: 27者×957,773(kWh/月)×2.0円=51,720千円 10月: 27者×911,189(kWh/月)×1.3円=31,983千円 11月: 27者×752,741(kWh/月)×1.3円=26,421千円 12月: 27者×818,380(kWh/月)×1.3円=28,725千円 1月: 27者×870,501(kWh/月)×0.7円=16,453千円 合計 202,971千円 (間接受電)8月: 157者×6,175(kWh/月)×2.0円=1,939千円 9月: 157者×5,783(kWh/月)×2.0円=1,816千円 10月: 157者×5,155(kWh/月)×1.3円=1,052千円 11月: 157者×5,410(kWh/月)×1.3円=1,104千円 12月: 157者×5,149(kWh/月)×1.3円=1,051千円 1月: 157者×5,063(kWh/月)×0.7円=557千円 合計 7,519千円 ④県内で特別高圧電力を使用する中小企業・小規模事業者 ※特別高圧電力を一括受電している施設に同居するテナント(中小企業)も対象に含む。	R7.4	R7.6
3	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業振興資金保証料軽減補助事業	①R6.4～R7.3に融資実行された物価高騰関連資金(政策推進資金(がんばる企業応援枠)および短期事業資金(原油価格・物価高騰対応枠))について、保証料軽減補助を行うことで、中小企業者等の借入時の負担軽減を図る。 ②信用保証料軽減補助金 ③R6.4～R7.3に融資実行された物価高騰関連資金(政策推進資金(がんばる企業応援枠)および短期事業資金(原油価格・物価高騰対応枠))にかかる保証料: 3,112千円) ④滋賀県信用保証協会	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰による学校給食支援事業	①物価高騰に直面する給食費の値上げを抑制し、保護者負担増を伴うことなく、栄養バランスや量を保った学校給食を維持するための経費を支援する。 ②物価高騰等による給食費値上分(教職員は除く) ③食品価格動向調査から月950円または一日56円を限度とする。 特別支援学校等: 12校、対象生徒数見込み: 1,115人、対象期間: 11か月分(8月を除く)の総計6,697,625円(≒6,698千円) ④保護者	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂等における物価高騰対策支援事業	①長引く物価高騰が家計に厳しい影響を与え、子どもたちが季節の行事等を体験する機会が減る中、子どもの大切な居場所である子ども食堂等において、催しなどを提供し、子どもや子育て世帯を支援することにより、家計への負担なく、子どもたちの健全な育成を図る。 ②子ども食堂等の実施団体が開催する特別の催しに要する経費。 ③補助金120千円×100団体=12,000千円 60千円×60団体=3,600千円 事務費2,572千円×1式=2,572千円 ④子ども食堂等	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	滋賀県私立学校給食費物価高騰対策支援補助金	①コロナ禍から続く物価高騰等の影響が生じる中、栄養バランスや量を保った学校給食を維持できるよう、私立学校の学校給食費の値上げ相当額に対して助成し、保護者負担の軽減を図る。 ②私立学校等が行う学校給食費の値上げ相当額(※教職員の給食費は含まない) ③1食当たりの補助上限56円として、計7校(園)の所要見込6,468千円。 ④私立学校等を設置する学校法人等(ただし給食を実施する学校法人等に限り)	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	食料品価格高騰対策事業(保育所等)	①物価高騰に伴い、食糧費負担が増えた保育所等を運営する事業者に対し補助等を実施した市町を支援する。 ②県内の民間保育所等の給食費の物価高騰分に係る費用 ③値上げ幅 1,423円×12か月×利用児童数28,701人=490,098千円(影響額) ※調整額 12,124千円 490,098千円(影響額)ー12,124千円(調整額)=477,974千円 477,974千円×補助率1/2=238,987千円 ④県内の保育所等のうち、給食を提供している事業者等へ支援している市町(教職員の給食費は含まない)	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
8	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	食料品価格高騰対策事業(放課後児童クラブ)	①物価高騰に伴い、おやつ代が増えた放課後児童クラブを運営する事業者または市町に対して支援を行うことにより、保護者負担への転嫁を防ぐとともに、事業者等の費用負担を軽減する。 ②県内の放課後児童クラブのおやつ代の物価高騰分に係る費用 ③値上げ幅 521円×12カ月×利用児童数22,949人×補助率1/2≒71,739千円 ④県内の放課後児童クラブのうち、おやつを提供している事業者等へ支援している市町	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	食料品価格高騰対策事業(認可外保育施設)	①食料品価格高騰に伴い、食糧費負担が増えた認可外保育施設を運営する事業者に対し支援金を支給する。 ②認可外保育施設の給食費の物価高騰分に係る費用 ③値上げ幅 1,423円×12カ月×利用児童数932人×補助率1/2≒7,958千円 ④県内の認可外保育施設のうち、自園調理等により食事を提供している施設を利用する児童の保護者(教職員の給食費は含まない)	R7.4	R8.3
10	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ひとり親家庭における物価高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けている低所得のひとり親世帯への支援として、子どもへの食糧支援を行う。(児童扶養手当を受給している県内約8,000世帯が対象) ②報償費、需用費、役務費、負担金補助及び交付金、人件費(会計年度任用職員) ③報償費:12,500名×3千円=37,500千円、需用費:140千円、役務費:8,500世帯×@460円=3,910千円、負担金補助及び交付金:1,035千円、人件費:1,815千円 ④県内の児童扶養手当受給者(約8,500世帯、児童約12,500名)	R7.4	R7.10
11	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	近江の茶流通消費支援事業	①物価高騰とリーフ茶の需要減少により経営の厳しい茶農家の経営安定を図るため、お茶を飲む機会の少ない小中学生とその家族にお茶を配布し「近江の茶」の良さを知ってもらうことで、今後の購買行動につなげ消費拡大を図る。 ②(一社)滋賀県茶業会議所が県内小中学生約119,000人に「近江の茶」のティーバッグを配布するために要する経費を支援 ③補助金33,760千円 原材料費 13,560,050円(2,279円×5,950kg) 茶葉加工費 357,000円(60円×5,950kg) ティーバッグ加工費 10,710,000円(9円×1,190,000バッグ) 窒素充てん袋詰め 1,190,000円(10円×119,000袋) リーフレット印刷製本費 3,570,000円(30円×119,000冊) 事務費 208,000円(1,300円×8h×20日) 消耗品費 2,380,000円(20円×119,000袋) 通信・運搬費 1,785,000円(3,000円×595箱) ④(一社)滋賀県茶業会議所、県内茶生産者、県内小中学生等	R7.5	R8.3
12	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	滋賀食肉センター原油価格高騰緊急支援事業	①燃油代等の高騰により経営に大きな影響を受けている滋賀食肉センターにおける電気代および灯油代の増高分に対して緊急的に支援する。 ②滋賀食肉センターでと畜業務を行うために必要な電気代および灯油代に係る増高分 ③電気代 基本料金差額 7,753千円 電力料金単価差額 6,908千円 (単価差額3.885円/kwh×使用電力量1,778,000kwh) 小計 14,661千円 灯油代 4,092千円 (単価差額32.48円/ℓ×使用量126,000ℓ) 合計 18,753千円 ④(公財)滋賀食肉公社	R7.4	R8.3
13	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	近江牛学校給食等提供事業	①物価高騰、飼料価格、燃料価格の高止まりにより、畜産物の生産コストが増え、畜産農家における経営が圧迫されている中、緊急的に近江牛の需要を喚起し、消費の拡大を図ることで、本県畜産農家の経営の継続に資するよう、県内の学校給食等への近江牛の提供を支援するとともに近江牛のPRを実施する。 ②県内の学校給食実施校等に近江牛を食材として提供する事業者に対する支援および近江牛の消費拡大に向けたPR ③近江牛学校給食等提供事業補助金 食材費:(近江牛)16,100kg×1,000円/100g=161,000千円 近江牛PR物品作成経費:2,000千円 人件費(会計年度任用職員(週2日15.5h)) 1,964千円×1人=1,964千円 ④近江牛学校給食等提供事業補助金:県内事業者	R7.5	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
14	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	近江牛インバウンド消費拡大推進事業	①物価高騰等による牛肉消費の低迷や、枝肉価格の軟調な推移により影響を受ける近江牛生産者および近江牛流通事業者の経営継続に資するよう、県外および国外における近江牛のファン拡大と需要喚起を図ることを目的として、京阪神エリアの訪日客利用の多いホテル・飲食店等の関係者(料理長、シェフ、ホテル経営者、ホテル企画部門担当者等)と県内の近江牛生産者・流通事業者との継続的な関係構築を図り、近江牛の魅力を発信するプロモーション活動を実施する。 ②委託料 ③企画立案:2,468千円、イベント開催:1,561千円×3回=4,683千円、PR資料作成:4,337千円(取材経費、PR資料作成10,000部 等)、プロモーション活動:1,068千円×3回=3,204千円、webプロモーション経費600千円、諸経費3,298千円 ④民間事業者(公募により決定)	R7.6	R8.3
15	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営緊急支援事業	①飼料価格高騰等により生産費が増加し、影響を大きく受けている酪農家、繁殖農家に対して支援金を交付することにより、畜産経営の維持および畜産生産基盤の維持を図る。 ②酪農家については生産費が収益を上回った分の差額1/2、繁殖農家については生産費の増加分の1/2。 ③酪農家:定額18,000円/頭、繁殖農家:定額21,000円 ④酪農家、繁殖農家	R7.6	R8.3
16	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	肉用牛肥育経営安定緊急対策事業	①枝肉価格の軟調な推移、飼料価格の高騰などにより、厳しい状況が続く肥育農家に対して支援金を交付することにより、畜産経営の維持および畜産生産基盤の維持を図る。 ②肉用牛肥育経営安定交付金制度において、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、差額の9割が補てんされる肥育経営安定交付金に対し、残りの1割の1/2。 ③対象頭数:9,824頭、補助金平均単価:6,769円 ④肥育農家	R7.6	R8.3
17	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営の生産性向上緊急支援事業	①生産コストの高騰が長期化していることから、持続可能な畜産経営のため、生産性向上や生産コストの低減による経営強化・改善等の取組に係る経費を支援。 ②エネルギー価格高騰対策、家畜の快適性や繁殖成績向上等に必要な機器の整備や施設の補改修、飼料費の低コスト化や飼料自給率向上に対する取組、事務推進費 ③補助金 230,000千円(115戸×2,000千円) 事務費 6,000千円(12団体×500千円) 人件費(会計年度任用職員(週2日15.5h)) 1,964千円×1人=1,964千円 ④畜産事業者	R7.4	R8.3
18	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	水産業養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業	①今後も影響が続くと見込まれる急激な養殖用配合飼料価格の高騰を踏まえ、「漁業経営セーフティネット構築事業」への積立に対し補助を行うことで、養殖用配合飼料の高騰の影響による積立取崩しへの影響を緩和し、種苗の買入れ控えや生産縮小を防ぎ、また、次年度以降に備えた積立を促し、将来にもつながる養殖経営の安定化を図る。 ②補助金 ③過去四半期における平均補填単価と過去三年間における餌購入量実績最大量(778.46トン)から産出される積立金取崩試算額(29,644,362円)から生産コスト削減などの事業者努力(10%減)を除いた額の1/2に事務費(125,000円)を加えた金額(13,464,963円≒13,400,000円) ④滋賀県漁業協同組合連合会を通してセーフティネット加入養殖業者へ交付	R7.4	R8.3
19	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	湖魚食材物価高騰緊急対策事業	①物価高騰の影響を受けている湖魚食材を学校給食現場や大学・企業の食堂等に提供することにより、児童や食堂等利用者に湖魚を食べる機会を提供すると同時に、関係事業者の収益確保と生産・供給体制の維持を図る。 ②補助金(湖魚食材購入費用の半額補助)、委託料 ③ 【補助】県内給食提供予定数のべ118,751食(R7学校給食予定者数) 食材費130円/食×11,8751食×1/2≒7,700千円(A) 【委託】県内大学・民間企業の食堂等利用者のべ7,000人(大学、企業等の食堂利用者数と湖魚メニュー提供率等から想定される人数) 人件費2,789千円+食材費3,420千円+広告費等374千円+諸経費等1,744千円≒8,300千円(B) ※食材費(370円/食+諸経費110円/食)×7,000人+サンプル60千円=3,420千円 (A+B)=16,000千円 ④(補助)食材納品事業者を通して市町の給食センター等に食材を提供、(委託)委託事業者を通じて大学・企業の食堂等へ食材を提供	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
20	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	原油価格・物価高騰等対策土地改良区等緊急支援事業	①原油高騰に伴い農事電力が大幅に増額し、農業用水を供給するための費用が大幅に増額していることから、農家負担の軽減を図る支援を行う。 ②農業水利施設の電力料金(値上げ分) ③電気料金値上影響額×2/3 (R7～R3電気代値上げ単価)×R7想定使用料×2/3 特別高圧(4.85～3.37)円/kwh×9,500,000kwh×2/3=26百万円 高圧(3.42～4.92)円/kwh×8,450,000kwh×2/3=23.5百万円 低圧(2.14～3.71)円/kwh×2,050,000kwh×2/3=4百万円 ④土地改良区等	R7.4	R8.3
21	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応 滋賀県未来投資支援事業	①物価高騰等の影響を受ける県内中小企業等が行う未来を見据えた意欲的な取組を支援することで、賃上げの原資となる付加価値額を増加させ、構造的な賃上げにつなげる。 ②補助金(中小企業等への補助金原資および執行団体事務費) ③中小企業等への補助金:平均補助額57.7万円×2,692件=15.54億円 執行団体事務費:1.52億円 ④県内中小企業等	R7.4	R8.3
22	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応 中小企業等への支援による地域経済活性化事業	①物価高騰対策として県内中小企業、小規模事業者の実情を熟知する商工団体等が、適切な価格転嫁に向けた取組や物価高騰により落ち込んだ消費や販路を回復させるためのイベント開催等、地域の事業者を応援するために行う様々な取組に要する経費を補助することにより、県内事業者および地域経済の活性化を促進する。 ②補助金 ③補助金(各商工会議所:7,150,000千円×1団体、各7,500千円×6団体 商工会連合会:70,500千円(事務費込) 中小企業中央会:27,000千円(事務費込) 合計:157,500千円) ④商工会連合会(商工会含む)、商工会議所、中小企業団体中央会	R7.4	R8.2
23	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応 地場産業生産性向上・新事業創出支援事業	①県内地場産業は、原油価格および物価の高騰の影響により、設備稼働のための燃料費、および製品原材料価格の上昇が生じているにもかかわらず価格転嫁が進まず収益が減少していることから、経営基盤の強化への支援を求められている。そこで本事業では県内の地域経済を支える地場産業の経営改善と事業の継続を目的に、新商品の開発に加え、生産性向上、環境負荷低減といった目的で実施する設備・道具、ソフトおよび施設の整備の他、モノづくり体験事業等に必要な費用の一部を補助することで、県内の地域経済を支える地場産業の経営改善と事業の継続を図る。 ②補助金(機械装置・工具器具およびソフト購入費、運搬費、設置費、工事費、施設費等) ③補助金申請額 5,000千円×6件=30,000千円 3,000千円×2件=6,000千円 500千円×8件=4,000千円 合計40,000千円 ④県内の地場産業組合、地場産業事業者および伝統的工芸品製造事業者	R7.5	R8.3
24	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業等賃上げ・人材確保環境整備応援事業	①目的・効果 物価高騰に負けない持続的な賃上げを推進し、中小企業の経営改善や労働者の所得向上を図るため、計画的な方針のもと賃上げ・人材確保に向けた就業規則等の見直しを実施する県内中小企業を支援する。 ②交付金を充当する経費内容 補助金、人件費(会計年度任用職員)、需用費、報償費、費用弁償 ③積算根拠 補助金 150千円×2/3×200件=20,000千円 人件費(会計年度任用職員(週4日31h) 3,923.5千円×2人=7,847千円 需用費 リーフレット作成 @20円×3,000枚×3回=180千円 社会保険労務士(アドバイザー) 報償費 @16,500円×50回=825千円 費用弁償 @1,600円×50回=80千円 ④事業の対象 補助事業者:物価高騰の中、計画的に賃上げや人材確保に向けた環境整備を実施する県内中小企業者等	R7.4	R8.3
25	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対応 持続可能な物流支援事業(物流事業者経営改善支援金、物流事業者人材確保支援補助金、広報啓発事業)	①物価高騰等への対応が求められる運送事業者の物流の効率化や人材確保等の支援を行うことで、持続的に物流を確保する。 ②ア) 啓発事業(委託費) イ) 補助金(2件) ③ア) テレビ広告2,282,500+ラジオ広告781,000円 +インターネット広告396,000円 =3,460,000円 イ) 価格交渉支援 交渉経費15,000円×1,670回=25,000,000円 +事務経費3,582,000円=28,582,000円 イ) 人材確保支援 求人費用150,000円×50者+求人費用200,000×10者=10,000,000円 ④ア) 県直営、イ) 物流(運送)事業者	R7.4	R8.3

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
26	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	物価高騰対応 魅力ある観光まちづくり活性化事業	①県内各市町等と連携し、特定のエリアやテーマを設定した特別企画等を展開することで、観光誘客を促進し、地域での消費を喚起する。これにより、物価高騰の影響を受ける観光関連事業者の売上回復を図り、地域経済の活性化と事業者支援につなげる。 ②(公社)びわこビクターズビューローへの補助 ③事業費:6,600千円×7企画=46,200千円 その他事務費等:2,300千円 ④観光関連事業者	R7.4	R8.3
27	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金負担軽減支援事業(R7予備費分)	①国の総合経済対策において激変緩和措置の対象となっていないLPガスを利用する県内の一般消費者等を支援し、エネルギー価格高騰に伴う負担の軽減を図る。 ②支援金原資、事務費 ③支援金: 435,000千円 事務費: 61,870千円 ④県内でLPガスを利用する一般消費者等	R7.7	R8.3
28	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	原油価格・物価高騰対策事業(医療機関)	①原油価格・物価高騰に伴い、光熱費の負担が大きい特別高圧電力を利用する医療機関に対して、支援金を支給することにより、医療機関の安定運営を図る。 ②電気代や燃料費等のかかり増し経費 ③・260万kWh/月×1円/kWh×2か月= 5,200千円 ・260万kWh/月×1.2円/kWh×1か月=3,120千円 合計 8,320千円 ④公定価格で運営しており、かつ特別高圧電力で契約している医療機関	R7.7	R7.9
29	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応 特別高圧電力料金負担軽減支援事業(R7予備費分)	①特別高圧電力を利用する県内の中小企業等を支援し、エネルギー価格高騰に伴う負担の軽減を図る。 ②支援金原資、事務局運営委託料 ③委託料:13,617千円 支援金:92,941千円 【積算:第1弾(R5.7~9月分)実績等をもとに積算】 1か月あたりの申請者数×平均電力使用量×単価=支援金額 (直接受電)7月:30者×972,541(kWh/月)×1.0円=29,176千円 8月:30者×882,759(kWh/月)×1.2円=31,780千円 9月:30者×957,773(kWh/月)×1.0円=28,733千円 89,689千円 (間接受電)7月:170者×5,936(kWh/月)×1.0円=1,009千円 8月:170者×6,175(kWh/月)×1.2円=1,260千円 9月:170者×5,783(kWh/月)×1.0円=983千円 3,252千円 ④県内で特別高圧電力を使用する中小企業・小規模事業者 ※特別高圧電力を一括受電している施設に入居するテナント(中小企業)も対象に含む。	R7.9	R7.12